

## オルタナティブデータ質問事項リスト <sup>1 2 3</sup>

本書は、当社が貴社との取引を開始するにあたって審査を行うために使用するものです。各質問事項について正確にご回答いただきますようお願い申し上げます。ご回答に専門用語や業界用語が含まれる場合は、その用語の定義もご記載ください。また、該当しない質問がある場合は、「該当なし」とお答えください。

本書の作成日 <sup>4</sup>	
貴社の本店所在地	
貴社の名称及び代表者	印

---

<sup>1</sup> 本書は、米国の金融情報産業の事業者団体である Financial & Information Services Association (FISD) の「Data Provider Due Diligence Questionnaire」(2024年2月28日版) を参考にしつつ、日本法や日本実務を踏まえて、オルタナティブデータの取得・購入を予定する者（投資家、証券会社等）がオルタナティブデータの提供者に対して法令（主に日本法）違反その他のリスク検出のためにデューデリジェンスとして確認すべき事項を記載したものである。

<sup>2</sup> 本書は、オルタナティブデータ取引の促進のために各関係者の参考として作成したものであり、一般社団法人オルタナティブデータ推進協議会は個別の取引に関して本書の内容につき責任を負うものではない。

<sup>3</sup> 本書の性質上、データの提供に関する契約において定めるべき内容については触れていない。もっとも、本書における確認事項については、当該データ提供契約において本書の回答内容の真実性を表明保証することが考えられる。また、提供したデータの利用・開示範囲（例えば、購入者がファンドの運営者である場合は、提供を受けたデータのうちどこまでの範囲でファンドの投資家への開示が許されるのか）が提供者と購入者との間で交渉上の論点となることが予想されるため、このような事項は当該データ提供契約において明確に定めておくことが考えられる。

<sup>4</sup> 本書の確定にあたっては、データの提供者と購入者との間で本書が複数回やり取りされることが想定される。そのため、どのような内容で本書が確定されたかを当事者間で明確にすべく、回答を行う提供者が本書に署名又は記名押印を行うことが望ましいと考えられる。なお、署名又は記名押印を行う者については、提供者の実務や購入者の要望等も踏まえ、担当部署の責任者とすることも考えられる。

1. 提供者に関する確認事項		
1. 1	本書の記入日（更新した場合は更新日）	
1. 2	会社の商号	
1. 3	会社の商号のほか、ビジネスに名称がある場合はその名称	
1. 4	事業の概要	
1. 5	本店所在地  (本店所在地と本社機能の所在地が異なる場合は、本店所在地及び本社機能の所在地)	
1. 6	従業員数	
1. 7	設立年月日	
1. 8	最終親会社の商号	
1. 9	提供予定データ（「 <u>本データ</u> 」）に関する関係会社の商号（もしあれば）	
1. 10	貴社又はその関係会社は、規制対象となる事業を行っていますか <sup>5</sup> 。	<input type="checkbox"/> はい。詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
1. 11	本データの公開株式市場に対する潜在的なパフォーマンスのモデル化、書籍化、又はその他の方法による追跡を実施していますか。	

<sup>5</sup> データの提供者においては、オルタナティブデータの提供が金融商品取引法上の投資助言行為（金融商品取引法2条8項11号）に該当しないことについて確認・整理を行っておくことが望ましい。

	実施している場合には、それを顧客に公表又は共有していますか。	
1. 12	貴社自らによる投資又は従業員による投資に関して、貴社が維持している公式又は非公式の投資方針をご説明ください。	
1. 13	本データが関係する企業に対して貴社自ら投資を行い、又は従業員に当該投資を認めていますか。	<input type="checkbox"/> はい。 詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
1. 14	本データを利用した投資を貴社自ら行い、又は従業員に当該投資を認めていますか。	<input type="checkbox"/> はい。 詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
1. 15	会社ウェブサイトの URL	
1. 16	担当者の氏名、メールアドレス及び電話番号	
1. 17	データの収集、加工、提供その他の利用に係る法令遵守の責任部署の名称及び連絡先（メールアドレスや電話番号）	
1. 18	本書の回答を確認した方（少なくとも 2 名（※））の氏名、及び、その方が貴社で従事している職務 ※法務部門又はコンプライアンス部門がある場合には、それらの部門の少なくとも 1 名が本書の回答	

	をご確認ください。	
--	-----------	--

2. データに関する一般的確認事項		
2.1 一般的な確認事項		
2.1.1	本データの名称	
2.1.2	本データの内容の詳細をご説明 いただか、又は、データカタログその他の文書によるご説明を ご提供ください。	
2.1.3	顧客に本データの提供を開始し た時期	
2.1.4	現在、本データを提供しているお よその顧客(アクティブユーザ ー)の数	金融関連： 非金融関連：
2.1.5	本データは全ての顧客に同時配 信されていますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。詳細は以下のとおり。
2.1.6	本データの受領・使用に影響のあ る第三者への依存、及び／又は、 データへのアクセス・利用制限は ありますか(例：ライセンス契約 の失効、本データを収集するウェ ブサイト・アプリの利用規約の改 定予定、プライバシー規制の変 更、本データの処理・分析のため の生成 AI の利用制限等)。	<input type="checkbox"/> はい。詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。

2. 1. 7	<p>本データを貴社自ら生成・収集するか、又は、他社から購入・収集するか、いずれでしょうか。</p> <p>他社から購入・収集する場合は、本データに関連して第三者と締結している利用規約又は契約（例：匿名化された個人データの収集・流通に対するユーザーの同意、データの再販売又は派生するデータ商品の作成を行う権限を証明する契約等。但し、下記2. 2. 8の契約を除きます。）をご開示ください（秘密保持義務等の制限がある場合は、当該制限の及ばない範囲において）<sup>6</sup>。</p>	
2. 2 本データのデータセットの詳細確認		
2. 2. 1	<p>①本データ及び②本データを生成するために集積、分析、加工、その他使用された一切の情報（貴社が受領した②の情報の提供者その他第三者において生成するために集積、分析、加工、その他使用された情報も含みます。「<b>本</b></p>	<p>国・地域： 州： (クラウドから取得した場合には以下もご回答ください) クラウドの名称： サーバ所在地：</p>

<sup>6</sup> 本データの提供に関して、①本データの提供者と当該第三者との間の契約に違反しないか、②本データの購入者において本データの利用につき制限（データの範囲、目的、期間の限定）がないか（本データを投資判断に用いることができるか、本データの処理・分析のために生成AIを利用することができるか）等を確認するため、当該契約の開示を求めるものである。

	<u>ローデータ</u> ) が取得された国・ 地域・州・クラウドの名称及びサ ーバ所在地 <sup>7 8</sup>	
2. 2. 2	本データの保管場所 (国・地域・ 州・クラウドの名称及びサーバ所 在地)	国・地域： 州： (クラウドに保管していた場合には 以下もご回答ください) クラウドの名称： サーバ所在地：
2. 2. 3	本ローデータの詳細	
2. 2. 4	本ローデータの提供者 (「 <u>ローデ ータ提供者</u> 」)	
2. 2. 5	本データの生成又は取得の方法 として、次のいずれかを使用して いますか。	<input type="checkbox"/> ウェブ・スクレイピング <input type="checkbox"/> アプリ、プラウザプラグイン (一般 的には消費者から) <input type="checkbox"/> サードパーティーアグリゲーター (商品情報を集約して表示するサ ードパーティーサイト) <input type="checkbox"/> IoT デバイス <input type="checkbox"/> 金融取引 (例：金融サービスを通じ

<sup>7</sup> 当該国・地域・州・クラウドサーバ所在地の規制の適用がある可能性もあるため、確認してい  
る。

<sup>8</sup> 後掲注 11 のとおり、上場会社の会社関係者に由来する当該上場会社の重要な事実が本データの  
生成過程に使用されている場合は、本データを用いて当該上場会社の有価証券を取引するとイン  
サイダー取引規制に抵触するおそれがある。そのため、本データだけではなく、本データを生成  
するために集積、分析、加工、その他使用された一切の情報 (本データの提供者が受領した当該  
情報の提供者その他第三者において生成するために集積、分析、加工、その他使用された情報も  
含む。) について、Q2. 2. 3 から Q2. 2. 6 までの事項を確認しておくことが望ましい。特に、ア  
クセスできる人的範囲が限定されている情報 (誰もがアクセスできるわけではない情報) について  
は、より慎重に確認しておくことが考えられる。

		<p>た取得)</p> <p>□政府・公的ソース（ご説明ください。）</p> <p>□自社運用のデータ収集方法（例：駐車場での車台数のカウント等）</p> <p>□公開会社との電話、専門家ネットワーク、企業・個人への調査</p> <p>□衛星、ドローン、レーダー</p>
2.2.6	<p>データの作成において、生成 AI ツール（例：ChatGPT）を使用していますか。</p> <p>「生成 AI」とは、使用者の指示に応じて、学習データに基づく新しいコンテンツを作成する事前学習済みトランスフォーマーモデルや大規模言語モデルのことです。使用している場合は、「生成 AI」に関する<b>別紙3</b>をご記入ください。</p>	
2.2.7	<p>本データの生成又は取得の方法の詳細(①本ロードデータの取得方法、②本ロードデータの加工等による本データの生成方法〔集計・匿名加工化や本ロードデータに追加された情報の内容・提供者等〕を</p>	

	含みます。) <sup>9</sup>	
2. 2. 8	<p>以下の各事項に関する貴社の調査内容</p> <p>①ローデータ提供者が本ローデータを提供する法的権利・権限を有していること</p> <p>②ローデータ提供者が本ローデータの生成保管及び提供に関して法令を遵守していること</p>	
2. 2. 9	<p>ローデータ提供者との間のデータ提供に関する契約(利用規約を含みます。)をご開示ください(秘密保持義務等の制限がある場合は、当該制限の及ばない範囲において) <sup>10</sup>。</p>	<input type="checkbox"/> はい。契約の詳細は以下のとおり。(契約内容を簡単にご説明ください。) <input type="checkbox"/> いいえ。
2. 2. 10	上記のほか、外部のローデータ提供者に対する貴社の調査の内容	

### 3. 適用法令に関する確認事項

<sup>9</sup> 提供者の法令遵守を確認する前提として、これらの詳細を確認している。具体的には、投資対象となる上場会社の会社関係者から本ローデータが由来している場合はインサイダー取引規制への抵触の可能性、本ローデータが著作物である疑いがある場合は著作権侵害の可能性、本ローデータのデータソースから本データの提供者に個人情報が提供された上で当該提供者において匿名加工が行われている場合は当該提供の個人情報保護規制上の適法性等、各規制の適法性をより詳細に検討する端緒となり得る。

<sup>10</sup> 本データの提供に関して、①本データの提供者とローデータ提供者との間の契約に違反しないか、②本データの購入者において本データの利用につき制限(データの範囲、目的、期間の限定)がないか(本ローデータに由来する本データを投資判断に用いることができるか、本データの処理・分析のために生成AIを利用することができるか)等を確認するため、当該契約の開示を求めるものである。

3.1 インサイダー取引規制等		
3.1.1	<p>本データにインサイダー情報が含まれているか、又は、本データがインサイダー情報に由来する可能性はありますか<sup>11</sup>。</p> <p>※インサイダー情報とは、金融商品取引法 166 条 2 項及び 167 条 2 項が定める事実、その他の適用のある金融取引規制（米国証券取引法を含みます。）が定める未公表の重要事実をいいます。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい。詳細は以下のとおり。</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ。</p>
3.1.2	上記 3.1.1 にかかわらず、貴社は、インサイダー情報に関与し、又は晒	

<sup>11</sup> 金融商品取引法上のインサイダー取引規制は、(a) ①その職務等に関して重要事実を知った会社関係者 ((i) 上場会社等の役員等、(ii) 上場会社等の会計帳簿閲覧権等を有する株主等、(iii) 上場会社等の投資主等、(iv) 上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者、(v) 上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者、(vi) (ii)、(iii) 又は(v) に該当する法人であるものの役員等（当該法人の他の役員等が、それぞれ(ii)、(iii) 又は(v) により重要事実を知った場合におけるその者に限る。）をいう。)（金融商品取引法 166 条 1 項）、及び、②会社関係者から重要事実の伝達を受けた者（同法 166 条 3 項）、並びに、(b) ①その職務等に関して公開買付け等事実を知った公開買付者等関係者（同法 167 条 1 項）、及び、②公開買付者等関係者から公開買付け等事実の伝達を受けた者（同法 167 条 3 項）に対して適用されるものである。そのため、本データの生成取得過程について上記(a)及び(b)のいずれにも該当しなければ（本データの生成者及び提供者が上記(a)①及び(b)①のいずれにも該当しなければ、本データの購入者は上記(a)②及び(b)②のいずれにも該当しないと考えられる。）、重要事実又は公開買付け等事実の認識の有無にかかわらず、そもそも、本データを用いて取引を行った投資家にはインサイダー取引規制が適用されない。そのため、この観点からも、上記 Q2.2.5 及び 2.2.6 のとおり、本データの生成及び取得の方法の詳細を確認しておくことが望ましい。

また、提供者においては、本データが上場会社の会社関係者に由来する場合は、インサイダー取引規制への抵触の可能性を投資家（購入者）に伝達したうえで、投資家において当該本データを用いた投資対象から当該上場会社を除外するように求められる（Q3.1.4 参照）。

なお、米国では、データベンダー（App Annie Inc.）が、投資家に対する表明保証等に反して、集計・匿名化されていない上場会社のアプリのパフォーマンスデータ等を用いてアプリのパフォーマンス予測情報を生成し販売した事例について、証券取引委員会（SEC）は、当該データベンダーによる詐欺防止条項（Rule 10b-5）の違反に基づき民事制裁金の賦課等を求めて提訴し、1,000 万ドルの支払いにて和解している（<https://www.sec.gov/news/press-release/2021-176>）。この点からも、投資対象となり得る上場会社の内部に由来する情報が本データの生成過程に混入していないことを慎重に確認しておくことが望ましい。

	される活動に従事していますか。	
3. 1. 3	本データに秘密情報 <sup>12</sup> が含まれているか、又は、本データが秘密情報に由来する可能性はありますか (例: 本データのライセンスに秘密保持契約の適用がある場合等)。	
3. 1. 4	本データを利用した投資の対象とすべきでない企業はありますか (例: 本ローデータの作成者又は提供者等) <sup>13</sup> 。	
3. 1. 5	本データには法人関係情報は含まれていますか <sup>14</sup> 。 ※法人関係情報とは、金融商品取引業等に関する内閣府令1条4項14号が定める情報をいいます。	<input type="checkbox"/> はい。詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
3. 1. 6	本データに対して、インサイダー情報・秘密情報に関する問題につき、貴社が実施した調査・検討の内容	
3. 1. 7	本ローデータが契約違反又は欺瞞的行為に由来するものではないこ	

<sup>12</sup> 貴社が秘密保持義務を負う情報や営業秘密（不正競争防止法2条6項）をいう。以下同じ。

<sup>13</sup> 投資家においては、本データが上場会社の会社関係者に由来する場合は、インサイダー取引規制への抵触の可能性を避けるため、当該本データを用いた投資対象から当該上場会社を除外することが考えられる。

<sup>14</sup> 本データの購入者が金融商品取引業者である場合、法人関係情報に関する規制を受けることとなるため、本データに法人関係情報が含まれるか否かを確認している。もっとも、法人関係情報については、本データの提供者ではなく、購入者である金融商品取引業者に適用される規制であり、各金融商品取引業者において整理が進んでいることが想定されるため、まずは、購入者である金融商品取引業者において、どのようなオルタナティブデータが法人関係情報に該当し得るのかを整理しておくことが考えられる。

	<p>とを判断するために合理的な最善の努力を尽くしましたか。</p> <p>また、本データには上記のいずれの要素も含まれていないこと、及び、ローデータ提供者によるフィデューシャリー・デューティー<sup>15</sup>に係る取組方針及び取組状況を合理的に確認しましたか。</p>	
3.2 個人情報		
3.2.1	<p>本データに個人情報は含まれていますか<sup>16</sup>。</p> <p>含まれている場合は、個人情報の第三者提供について本人から同意を得ていますか。</p> <p>※個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（「<b>個人情報保護法</b>」）2条1項が定める情報、その他の個人を特定又は識別できる情報をいいます。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい。詳細は以下のとおり。</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ。</p>

<sup>15</sup> 「フィデューシャリー・デューティー」の概念は、しばしば、信託契約等に基づく受託者が負うべき義務を指すものとして用いられてきたが、欧米等でも近時ではより広く、他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称として用いる動きが広がっている（金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月15日改訂）

（<https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoni/gensoku3.1.15.pdf>）1頁）。日本では、金融庁が、金融審議会市場ワーキング・グループにおける「フィデューシャリー・デューティー」等についての審議を踏まえて、金融事業者（金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等）を対象とする「顧客本位の業務運営に関する原則」を2017年3月30日に策定し、2021年1月15日に改訂した。ローデータ提供者が金融事業者である場合には、同原則に係る取組方針及び取組状況を確認しておくことが望ましい。

<sup>16</sup> 基本的には、本データの購入者側では個人情報を取得することを想定していないことがほとんどであるため、個人情報が含まれているか否かを確認している。

3. 2. 2	本データには、業界共通の ID その他第三者も利用する個人に関する識別子は含まれていますか <sup>17</sup> 。	<input type="checkbox"/> はい。 詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
3. 2. 3	貴社又はローデータ提供者は、提供する商品又はサービスの一部として個人情報その他の個人に関する情報を収集していますか。	<input type="checkbox"/> はい。 詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
3. 2. 4	貴社又はローデータ提供者は、収集する情報に個人情報その他の個人に関する情報が含まれているか否かをどのように識別していますか。	
3. 2. 5	貴社又はローデータ提供者は、個人情報の利用目的（本データに関する利用を含みます。）について、通知又は公表を行っていますか <sup>18</sup> 。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。 <input type="checkbox"/> 該当なし。
3. 2. 6	貴社又はローデータ提供者は、個人	<input type="checkbox"/> はい。

<sup>17</sup> Q3. 2. 1 では、本データの購入者において、本データに関する個人情報を取得することを極力防ぐ目的で、本データに個人情報が含まれるか否かを確認している。一方で、本データ自体に個人情報が含まれていないとしても、複数の提供者から様々な本データを受領した購入者において、①各本データ同士又は②本データと既に保有している社内データとを照合することによって個人の識別可能性が生じる結果、意図せず個人情報を取得してしまう可能性が残る。このようなデータの結合がデータ分析のために有意であることも考えられるが、現状、本データを利用する投資家の投資判断において有益となる事態は想定し難い。そのため、Q3. 2. 2 では、本データと他のデータとの照合による識別可能性の発生を防ぐために、個人に関する識別子が第三者と共通でないかを確認している。なお、個人に関する識別子が第三者と共通である場合は、提供者の社内において、個人の識別可能性のある情報との関係でも当該識別子が使用されており、そもそも個人情報に該当する可能性もあることにも留意が必要である。

また、個人に関する識別子が購入者と共通である場合は、本データが個人関連情報（生存する個人に関する情報であって個人情報等に該当しないもの）に該当する可能性があるが、該当する場合でも、現状、購入者が意図して個人が識別される個人データとして取得することは想定し難いため、個人関連情報の第三者提供時の確認義務（個人情報保護法 31 条 1 項）は適用されないことが多いと考えられる。

<sup>18</sup> Q3. 2. 5 及び Q3. 2. 6 は、利用目的の通知・公表義務（個人情報保護法 21 条 1 項）及び利用目的による制限（同法 18 条 1 項。あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。）との関係で、確認している。

	情報の利用（本データに関する利用を含みます。）について本人から同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/> いいえ。 <input type="checkbox"/> 該当なし。
3. 2. 7	上記のほか、個人情報を基に本データを生成、加工して本データを提供することについて、適用される個人情報保護規制（EU の GDPR その他の日本国外の規制を含みます。）による禁止・制限はありますか。	<input type="checkbox"/> はい。 詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。 <input type="checkbox"/> 該当なし。
3. 2. 8	貴社又はローデータ提供者による本人に対する通知・公表又は本人から取得した同意を裏付ける書面の写しや URL（プライバシーポリシーの URL 等）をご開示ください。	
3. 2. 9	本データ又は本ローデータに匿名加工情報は含まれていますか <sup>19</sup> 。本データ又は本ローデータに匿名加工情報が含まれている場合は、匿名加工の方法をご教示ください。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。 <input type="checkbox"/> 該当なし。
3. 2. 10	本データ又は本ローデータの生成、収集、保管、加工及び提供に関して個人情報保護規制を遵守しているという貴社の整理・検討の内容（貴	

<sup>19</sup> 匿名加工情報の提供については、提供者は、提供先に対して、提供する情報が匿名加工情報である旨を明示する必要があり（個人情報保護法 44 条）、また、個人情報を匿名加工する場合は、匿名加工に特有の義務を負うため（個人情報保護法 43 条以下）、匿名加工情報の有無を確認している。

	社がローデータ提供者に対して実施する調査の内容を含みます。)	
3.3 その他		
3.3.1	本データには、貴社が負う契約上の義務その他の理由によって、第三者への提供が制限される情報は含まれていますか。	<input type="checkbox"/> はい。 詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
3.3.2	本データに第三者への提供が制限される情報が含まれているか否かに関する貴社の調査・検討の内容	
3.3.3	ウェブ・スクレイピング又はその他の自動的な収集方法（例：ディープリンク、アルゴリズムの使用等）によってデータを収集していますか。 収集している場合は、別紙1をご記入ください。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。
3.3.4	API その他の類似技術によってデータを収集していますか。 収集している場合は、別紙1をご記入ください。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。
3.3.5	スマートフォン又はタブレットのようなモバイル端末からデータを収集し、又は個人のデジタル端末の使用についてのデータを収集していますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。

	収集している場合は、別紙2をご記入ください。	
3. 3. 6	データの収集に当たり、電気通信事業法 <sup>20</sup> 、不正アクセス禁止法、不正競争防止法、著作権法、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律、その他の適用法令を遵守していますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。

4. 法令遵守体制に関する確認事項		
4. 1	データの収集、加工、提供その他の利用に係る法令遵守の責任部署の詳細（当該部署の名称、役割・機能、部署全体の従業員数、本データに関する従業員数等）をご教示ください。	
4. 2	本データ、及び／又は、より一般的に貴社のデータ実務に関する貴社の外部専門家の氏名をご教示ください。	

<sup>20</sup> 2023年6月16日施行の改正電気通信事業法により、総務大臣が指定した電気通信事業者は、「特定利用者情報」（電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報のうち、①通信の秘密に該当する情報、又は②利用者を識別することができる情報であって総務省令で定めるもの）の取扱いについて、情報取扱規程の制定・情報取扱方針の公表等の義務を負う（同法27条の5以下）。また、電気通信事業者等（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。）は、「情報送信指令通信」（Cookie情報の送信指令がこれに含まれる。）を行おうとするときは、原則として（利用者の同意を取得した場合等の例外がある。）、予め、送信される利用者情報の内容その他の事項を利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く義務を負う（同法27条の12）。したがって、本データの提供者又はローデータ提供者に同法の適用がある場合には、これらの義務の遵守を確認しておくことが望ましい。

4. 3	データの収集、加工、提供その他の利用に係る法的問題をどのように検知・認識し、検討・分析し、解決されているかについてご教示ください。 <sup>21</sup> 。	
4. 4	インサイダー情報、個人情報及び秘密情報の取扱いに関する社内の教育体制（講習の概要、頻度等）	
4. 5	インサイダー情報、個人情報及び秘密情報を含むセンシティブ情報の取扱いに関する社内ルール及び手続の内容（ローデータ提供者に対する調査手続の内容を含みます。）	
4. 6	上記のほか、顧客に提供するデータにインサイダー情報、個人情報及び秘密情報が含まれないようするために実施している措置をご説明ください。	
4. 7	本ローデータの入手先から課される使用条件をどのような方法で遵守していますか。	
4. 8	過去 5 年間に、データの収集・利用・	<input type="checkbox"/> 規制当局若しくは自主規制機関等

<sup>21</sup> ①法的問題の検知・認識に関しては、例えば、外部イベント、法律雑誌等による情報収集、外部法律事務所による法的問題の提起の依頼、社内責任部署における論点整理等、②上記①で抽出した法的問題の検討・分析に関しては、例えば、外部法律事務所による法的検討・分析、社内責任部署における法的検討・分析、③上記②で検討・分析した法的問題の解決に関しては、例えば、法令違反リスクの回避のために、データの収集、加工、提供その他の利用の方法を変更すること等を確認することが考えられる。

	<p>提供に関して、貴社若しくは貴社の関係会社又はその役員若しくは従業員が、次のいずれかに該当する場合は、その内容をご教示ください。</p>	<p>から处分、命令、勧告、指導若しくは調査を受けた。</p> <p><input type="checkbox"/>第三者から訴訟提起、調停若しくは仲裁の申立て、若しくはクレーム、異議若しくは苦情を受けた。</p>
4.9	<p>過去 5 年間に、データの収集・利用・提供に関して、ローデータ提供者が、次のいずれかに該当する場合は、その内容をご教示ください。</p>	<p><input type="checkbox"/>規制当局若しくは自主規制機関等から处分、命令、勧告、指導若しくは調査を受けた。</p> <p><input type="checkbox"/>第三者から訴訟提起、調停若しくは仲裁の申立て、若しくはクレーム、異議若しくは苦情を受けた。</p>

## 別紙1

1. ウェブ・スクレイピング及びAPI		
1. 1	<p>ウェブデータ収集を支援するサービスプロバイダを利用していますか。</p> <p><u>サービスプロバイダを利用している場合には、下記1.2以下では、貴社及び当該サービスプロバイダの両方について、ご回答ください。</u></p>	<input type="checkbox"/> プロキシ <input type="checkbox"/> CAPTCHAソリューション <input type="checkbox"/> サードパーティースクレイピングプロバイダ <input type="checkbox"/> 上記以外のサービスプロバイダ <input type="checkbox"/> 利用なし
1. 2	<p>業界その他のウェブデータ収集に関するガイドラインを考慮していますか。</p> <p>考慮している場合には、ガイドラインをどのように実施・遵守しているかご説明ください。</p>	<input type="checkbox"/> はい。詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
1. 3	<p>スクレイピングするウェブサイトに利用規約がある場合、利用規約に同意した上でスクレイピングを行うことがありますか<sup>22</sup>。</p>	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。
1. 4	<p>スクレイピングするウェブサイトの利用規約について検討・分析を行っていますか。</p> <p>行っている場合は、その検討・分析</p>	<input type="checkbox"/> はい。詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。

<sup>22</sup> ウェブ・スクレイピングを禁止する利用規約に同意した上で、ウェブサイトにアクセスしてウェブ・スクレイピングを行う場合は、同意した利用規約に対する違反として契約違反責任を負うこととなるため、Q1.3及びQ1.4で確認している。

	について、専門家の意見を経ているかを含めて、ご説明ください <sup>23</sup> 。	
1. 5	robots.txt で禁止されているディレクトリやファイルからデータをスクレイピングすることはありますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。
1. 6	スクレイピングは身元を隠して行いますか。	<input type="checkbox"/> はい。 詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
1. 7	匿名化プロキシを含むプロキシを利用していますか。  利用している場合には、プロキシプロバイダは、貴社に連絡する際に、スクレイピングしたウェブサイトについて十分な情報を提供していますか。	<input type="checkbox"/> はい。 詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
1. 8	複数の IP アドレスを使用したり、IP アドレスを匿名化したりしていますか。	<input type="checkbox"/> はい。 詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
1. 9	スクレイピングに関連してオニオンルーティングを行いますか。	<input type="checkbox"/> はい。 詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
1. 10	データへのアクセスに積極的な行動を必要とするウェブサイトから	<input type="checkbox"/> はい。 詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。

<sup>23</sup> ウェブ・スクレイピングに関して著作権の権利制限規定（著作権法 47 条の 5）に依拠する場合、当該規定に定める要件に適合するものとなるよう、あらかじめ、当該要件の解釈を記載した書類の閲覧、学識経験者に対する相談その他の必要な取組を行うことが求められている（著作権法 47 条の 5 第 1 項、同施行令 7 条の 4 第 1 項 3 号、同施行規則 4 条の 5 第 1 号）。そのため、著作権の権利制限規定の適用については専門家の意見を得て、記録化しておくことが考えられる。

	データを収集していますか（例：利用規約に同意するためのチェックボックスのチェック、ユーザーID又はパスワードの提供、CAPTCHA又は同様の認証メカニズムの認証）。	
1. 11	貴社がスクレイピングしたウェブサイトは、貴社を特定し、貴社に連絡することができますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。
1. 12	スクレイピングにより収集する情報に著作物は含まれますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。
1. 13	スクレイピングにより収集する情報に著作物が含まれる場合、本データに当該著作物は含まれますか <sup>24</sup> 。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。 <input type="checkbox"/> 該当なし。
1. 14	スクレイピングにより収集した情報（データ）をどのように管理していますか（ユーザーID、パスワードによるアクセス制限の有無等）。	
1. 15	本データに著作物が含まれる場合、本データの提供に際して、著作権法その他の適用法令を遵守していますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。 <input type="checkbox"/> 該当なし。

<sup>24</sup> 仮に本データに著作物が含まれる場合でも、著作権の権利制限規定（著作権法47条の5）に基づき、著作権者の許諾を得ず、著作物を利用できる可能性がある。同規定は、「作成された著作物等の複製物に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じること」を要件とするため（著作権法47条の5第1項、同施行令7条の4第1項2号）、Q1.14で収集した情報の管理办法を確認している。また、同規定のその他要件の充足は、Q1.15で包括的に確認している。

1. 16	スクレイピングにより収集する情報は、それ自体で有料の取引の対象とされるものですか <sup>25</sup> 。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。
1. 17	スクレイピングの適法性に関する貴社の検討・分析の内容をご教示ください。	

<sup>25</sup> スクレイピングにより収集する情報が著作物ではない等、スクレイピングが著作権侵害を構成しない場合であっても、対象となる情報がデータソースの多大な労力や費用により創出されたものであり、それ自体で有料の取引対象とされるなど独立した価値を有するものであり、スクレイピングにより収集した情報の使途がデータソースの市場を奪うものである場合は、社会的に許容される限度を越えて法的保護に値する利益を違法に侵害したものとして、不法行為責任を負う可能性も残る（YOL 事件：知財高判平成 17 年 10 月 6 日）。そのため、Q1. 16 では、情報それ自体で有料の取引対象とされるかを確認している。

## 別紙2

2. デジタル端末等		
2. 1	貴社又はローデータ提供者は、個人の閲覧傾向を監視していますか。	<input type="checkbox"/> はい。 詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
2. 2	貴社又はローデータ提供者は、個人のデジタル端末から位置情報を取得していますか。	<input type="checkbox"/> はい。 詳細は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> いいえ。
2. 3	貴社又はローデータ提供者は、Apple 又はAndroid のモバイル端末からのデータを処理していますか。  処理している場合、関連するアプリケーション・プラットフォームの開発ガイドライン及び法的 requirement に適合するために行っている措置の詳細をご説明ください。	<input type="checkbox"/> Apple のモバイル端末のデータ <input type="checkbox"/> Android のモバイル端末のデータ

別紙3

3. 生成 AI		
3. 1	データ作成において使用している生成 AI ツールの名称をすべてご記入ください。	
3. 2	生成 AI ツールは、データ作成においてどのように使用されていますか。	
3. 3	使用している生成 AI ツールは、一般公開されているものですか。また当該ツールに入力した内容が、第三者に共有されたり、学習に使用されたりする可能性があるものですか。 入力内容が、第三者に共有されたり、学習に使用されたりする可能性がある場合には、作成したデータの漏洩リスクへの対策の有無・内容についてご説明ください。	
3. 4	生成 AI ツールに、次のいずれかの情報を入力していますか。入力している情報を選択してください。 また、当該情報の入力に関して実施している管理措置についてご説明ください。	<input type="checkbox"/> 個人情報 <input type="checkbox"/> 要配慮個人情報 <p>※要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他の本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう</p>

		<p>にその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等、個人情報の保護に関する法律2条3項で定義する情報をいいます。</p> <p><input type="checkbox"/>インサイダー情報・法人関係情報</p> <p><input type="checkbox"/>機密情報</p> <p><input type="checkbox"/>知的財産権で保護された情報</p>
3.5	<p>生成 AI ツールの成果物について、正確性やバイアスを確認していますか。</p> <p>確認している場合は、関連する方針や手順をご説明ください。</p>	
3.6	<p>生成 AI ツールがどのように学習されたか、すなわち、トレーニングデータセットの出所や仕組みについてご説明ください。</p> <p>また、RAG やファインチューニングを使用している場合には、その追加学習データの出所や仕組みについてもご説明ください。</p>	
3.7	<p>生成 AI ツールは、以下のいずれかのデータで学習されていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>顧客データ、その他のローデータに関連する個人やエンドユーザーのデータ</p> <p><input type="checkbox"/>第三者からライセンスされたデータ</p>

	<p>上記で学習している場合は、生成 AI ツールの学習に使用されたローデータを提供する個人又は企業が、提供する法的権利を有しているかどうかを確認するために、どのような調査を実施したかについてご説明ください。また、当該データに関する契約、協定、又は利用規約に含まれる開示条項・同意条項・ライセンス条項をご提供ください（機密情報や無関係な情報は削除してください。）。</p>
--	--